

だいみょうじひえじんじゃほんでん

台明寺日枝神社本殿

平成29年4月21日指定



■ 所在地 霧島市国分台明寺1103

■ 所有者 台明寺日枝神社

■ 特 徴

台明寺日枝神社本殿の造営は、19世紀の改築時(明治20(1887)年)と考えられます。「七間社流造」という特殊な形式の神社建築です。一間社流造の七社を横に連続して一体としてつくり、柱間それぞれに板扉(とびら)をつけ、元社である日吉大社の七社を勧請(かんじょう:分霊して他の神社にうつすこと)した社殿としました。

七間社は正面(桁行)の柱間が七つでできており、流造は正面側の屋根を長く葺きおろした造りです。柱八本で造る七間社流造は、鹿児島県では唯一のもので、全国でも例がほとんどない貴重な文化財です。